○上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和５年４月１日条例第４号

上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３０条第１項又は第３１条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。第５条第２項において「令」という。）において使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第３条　開示請求書には、法第７７条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第４条　実施機関が開示決定等をする場合における法第８３条第１項及び第８４条の規定の適用については、同項中「３０日」とあるのは「１４日」と、同条中「６０日」とあるのは「４４日」と、「前条」とあるのは「上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　　号）第４条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）によ

り保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第２８条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第６条　訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第７条　利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（実施状況の公表）

第８条　管理者は、毎年１回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。